

ご存じですか？

地域支援事業について



◆緊急通報装置貸与

ひとり暮らし高齢者および重度身体障がい者等の方に緊急通報装置を貸与します。

急病等の緊急時に適切な対応を図り、安心して在宅生活が送れるよう支援します。

令和4年4月から対象者の要件を緩和し、満75歳以上のひとり暮らし高齢者に貸与できるようになりました。

対象者

ア 慢性的な疾患等により常時注意を要する65歳以上のひとり暮らし高齢者

イ 満75歳以上のひとり暮らし高齢者

ウ ひとり暮らし重度身体障がい者

貸与要件

固定電話機を接続することができる。

対象者の近隣に居住する協力員を2名以上置くことができる。

申請方法

長寿いきがい課（本館2階）へ申し込みください。



◆家族介護用品支給事業

在宅で高齢者を介護している家族に介護用品給付券を交付します。

紙おむつ、尿とりパット等の介護用品を支給します。

支給要件

①要介護者が65歳以上で、要介護4または要介護5に認定されていること。

②在宅であること。（施設入所、入院の期間は非該当）

③生計を同じくする方全員が住民税非課税であること。



支給限度額 1カ月あたり6,250円まで

※利用決定する前に購入しているものには利用できません。

◆家族介護慰労事業

在宅で高齢者を介護している家族に対し介護慰労金を支給する事業です。

支給要件

上記の家族介護用品支給事業の支給要件①から③に加え、④過去1年間に介護保険サービスを利用していないこと（年間1週間程度の短期入所生活介護の利用は除く）の要件を満たし、継続して介護にあたっている家族。

支給金額 年額10万円

申請方法 長寿いきがい課（本館2階）、または各支所（川島・山川・美郷）へ申し込みください。

※在宅介護をしている旨の民生委員の調査書などが必要です。

※詳しくは問い合わせください。

●問い合わせ 長寿いきがい課 地域支援係 ☎22-2264 FAX22-2260

地震の心得10力条 第2条 すばやく火の始末。あわてず、さわがず、冷静に

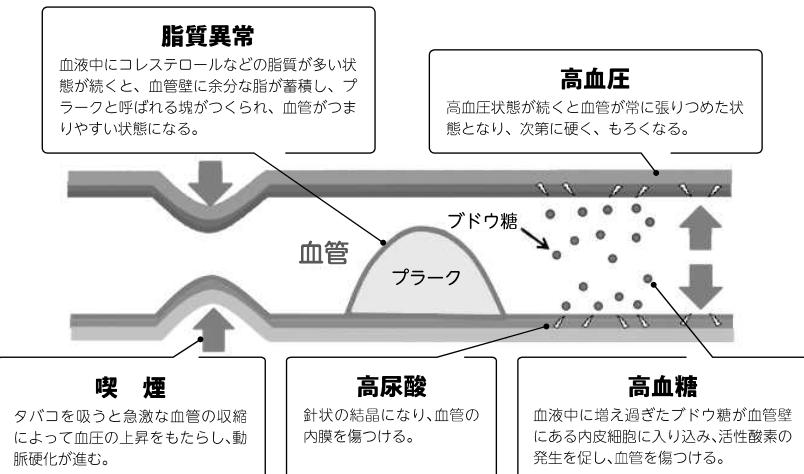
特定健康診査を受けましょう！

動脈硬化の進行は見た目ではわかりませんが、健診結果の数値から予測することができます。

『動脈硬化』とは？

動脈が硬く、もろくなることで、放っておくと血管が破れたり、詰まることがあります。

加齢とともに進行していくものですが、下の図のような要因により血管が傷つけられることで加速度的に進行してしまいます。心疾患や脳血管疾患などは、この動脈硬化が大きな要因となり発症します。



吉野川市国民健康保険に加入されている方へ
～令和4年度特定健康診査は、7月1日（金）から始まります～

《事業主健診（職場健診）等の結果提供のお願い》

令和4年度特定健康診査を受診せず、事業主健診（職場健診）を受けた方は、その健診結果を提出していただくことで、国民健康保険における保健事業への活用や特定健康診査の受診率向上となりますのでご協力ください。

※よしのがわ国保健康ポイント事業の対象となります。

（結果説明会、がん検診等、健康イベントのうち2つに参加で市指定ごみ袋（大）1袋をプレゼントします。）

【対象者】

- ・吉野川市国民健康保険に加入（令和4年4月1日時点で加入しており、健診日においても継続して加入している方）
- ・40～74歳（昭和23年4月1日～昭和58年3月31日生まれの方）
- ・特定健康診査や吉野川市国保日帰りドックを受診する予定がない方

【提出書類】

- ・健診結果提供同意書（健康推進課窓口・ホームページからダウンロード）
- ・令和4年度 特定健康診査受診券（うぐいす色）
- ・健診結果（特定健康診査の項目、医療機関名、医師氏名、総合判定結果がわかるもの）※健康推進課でコピーします

【提出先】 健康推進課（本館1階）

● **吉野川市国保日帰りドック健診申し込み期間延長！** ●

吉野川市国保日帰りドック健診の一部の申し込み期間を6月24日（金）まで延長します。定員になり次第締め切りりますので、早めに申し込みください。詳しくは市ホームページまたは健康推進課へ問い合わせください。

●問い合わせ 健康推進課 ☎22-2268 FAX22-2245

地震の心得10力条 第1条 まず我が身の安全を図る